

市第 129 号議案

よこはま保健医療プラン2018の策定

よこはま保健医療プラン2018を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

よこはま保健医療プラン2018

第1 プランの基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と位置付け

(1) 計画策定の趣旨

本市の保健医療に関する計画は、平成14年まで、医療法に基づいて策定される「神奈川県保健医療計画」の地区計画として策定されてきましたが、本市の保健医療施策に関する総合的な計画が独自に策定されることはありませんでした。

その間、本市では、県の計画にとどまらず、市域での医療需要の増加などの課題に対応するため、方面別の地域中核病院の整備や救急医療提供体制の構築など、関係団体や関係機関等の協力を得ながら、独自に地域医療の基盤整備を進めてきました。

平成18年の医療計画制度の見直しや医療法の改正、地域医療に関する新たな課題などを踏まえ、市域における課題に対しては、可能な限り本市が主体となって解決に向けた取組を行うこととし、本市独自の行政計画として、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針となる「よこはま保健医療プラン」を、平成20年に策定しました。

その後、平成24年3月の医療法施行規則や医療提供体制の

確保に関する基本方針の改正により、新たに精神疾患や在宅医療に関する医療連携体制を医療計画に記載することとされました。後継計画である「よこはま保健医療プラン2013」は、こうした動きや、いわゆる2025年問題に象徴されるような急速な高齢化の進展など、保健医療を取り巻く環境の変化を捉え、本市の実情に即した質の高い効率的な保健医療体制の整備を目指し策定されました。

このたび、「よこはま保健医療プラン2013」の計画期間満了を受け、平成30（2018）年度を初年度とする、「よこはま保健医療プラン2018」を策定しました。

(2) 計画の位置付け

この計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に基づく「医療計画」に準じ、保健医療分野を中心とした施策を総合的に体系付けた中期的な指針として策定したものです。医療計画は都道府県が策定するものですが、本市の実情に適した保健医療的な課題の解決を進めるために、自主自立の取組として、独自に策定しています。

策定に当たっては、国が示している「医療計画作成指針」等を踏まえ、「神奈川県保健医療計画」とも整合性を図りながら策定しました。

また、本市の総合計画である「横浜市中期4か年計画」のほか、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康横浜21」、「横浜市障害者プラン」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」等、保健医療に関する他の分野別計画とも整合性を図り、一体

的に推進していきます。

なお、主要な疾病（5疾病）のうち、がんに関する部分については、本市の「がん対策推進計画」として位置付けます。

(3) 計画の期間

平成30（2018）年度を初年度とし、平成35（2023）年度までの6年間を計画期間とします。

なお、この計画を推進する上での情勢の変化等を考慮し、3年目の平成32年度に中間振り返りを行い、必要に応じて計画を見直します。

(4) 計画への市民意見の反映

本計画の策定に当たり、「横浜市保健医療協議会」及びその専門部会である「よこはま保健医療プラン策定検討部会」に市民委員の参加をいただきました。

平成28年度に実施した「横浜市民の医療に関する意識調査」（市民3,000人の無作為抽出）の結果や平成29年10月から11月にかけて実施した素案に対するパブリックコメントなどを通じて、市民の意見を計画に反映させました。

(5) プランの推進に当たって～市民・サービス提供者・行政の役割分担と協力関係の構築～

本プランは、保健・医療を中心とした総合的かつ中期的な施策の指針となる計画ですが、その着実な推進を確保するためには、市民、保健・医療・介護サービス提供者及び行政が、それぞれの役割について理解し、互いに協力していくことが重要です。

ア 市民の役割

- (ア) 保健や医療に関する情報を積極的に収集して、適切に実践するなど、健康づくりや疾病予防に対して積極的に取り組み、自らの健康管理に努めます。
- (イ) 医療を有限な社会資源として認識し、病気の状態に合わせた適切な受診に努めるなど、医療提供体制等について理解を進めます。

イ 保健・医療・介護サービス提供者の役割

- (ア) 市民の健康・安全を守るため、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等のリハビリテーション専門職及び介護職など、それぞれの職能に課せられた社会的責任を最大限に果たします。
- (イ) 社会資源としての医療の公共性を理解し、計画の推進に積極的に関与・協力します。

ウ 行政（本市）の役割

- (ア) 超高齢社会が進展していく中で、国や県の動向を踏まえながら、持続可能な社会保障制度としての医療提供体制を維持するための調整を行うとともに、総合的な保健医療施策を展開します。
- (イ) 市民に対して、保健医療に関する情報発信や啓発・広報活動等を行い、地域医療を支える意識の醸成を図ります。
- (ウ) 市民及び事業者等が活動しやすい環境の整備を図り、公平・公正な立場からコーディネート役としての機能を

果たします。

2 基本理念

医療需要が増える一方、医療資源には限りがあることを、市民・関係機関・行政の間で共通認識として捉えた上で、市民一人ひとりが生涯にわたり心身ともに『健康』で『あんしん』して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現を目指します。

そのために、効率的・効果的で質の高い医療提供体制を整え、保健・医療・介護等の切れ目のない連携に基づく「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、子どもから高齢者まで市民の誰もが将来にわたり横浜で暮らし続けることへのあんしんを支える医療・保健の仕組みづくりを進めます。

第2 横浜市の保健医療の目指す姿『2025年に向けた医療提供体制の構築』

1 横浜市の医療提供体制と横浜型地域包括ケアシステムの構築

(1) 施策の方向性

これまで、市立3病院、横浜市立大学2病院及び市内6方面に設置してきた地域中核病院等、基幹的な役割を担う病院を独自に整備し、地域の医療機関等と連携し医療提供体制を構築してきました。今後更なる高齢化の進展に伴い、求められる医療機能や役割も社会的ニーズに応じて柔軟に変えていく必要があります。2025年以降も安心して暮らし続けることができるよう、市立・市大・地域中核病院等を基幹とした、医療提供体制の整備を推進します。

(2) 施策展開に向けて

市民病院再整備を進めるとともに、老朽化・狭あい化等の

問題が指摘される地域中核病院等の在り方等について検討を進めます。また、医学部を有する市内唯一の大学である横浜市立大学との連携を進めます。

2 2025年に向けた医療提供体制の構築〈地域医療構想の具現化〉

(1) 施策の方向性

市民が2025年以降も住み慣れた横浜で安心して暮らし続けることができるよう、効率的で質の高い医療提供体制の構築が求められています。平成28年10月に策定された「地域医療構想」の実現に向け、病床機能の確保や連携体制の構築、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成を図ります。

(2) 施策展開に向けて

ア 2025年の医療需要に対応できるよう、回復期や慢性期を中心とした病床機能の確保や連携体制の構築を進めます。

イ 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅医の確保・支援や多職種連携の更なる推進など、在宅医療の充実を図ります。

ウ 病院・診療所をはじめ、医療提供の担い手となる医療従事者等の確保・養成を図ります。

3 患者中心の安全で質の高い医療を提供する体制の確保

(1) 施策の方向性

質の高い医療を、市民や患者自らが納得し、適切に選択できるように、医療に関する情報へのアクセスをより身近なものにしていきます。また、本市在住・来街外国人も安心して医療機関を受診できる環境を整えます。

(2) 施策展開に向けて

ア 医療機関や薬局等への立入検査・指導等を通じ、安心・安全な医療提供体制を確保します。

また、市内医療機関に関する相談を受け付ける医療安全相談窓口を運営し、患者・家族、医療機関からの相談に中立的な立場で対応し、当事者間の問題解決に向けた取組を支援します。

イ 医療ビッグデータを活用し、エビデンス（根拠）に基づき施策を推進します。

ウ 市民の選択や適切な受診に資するよう、より一層医療機能に関する情報提供に取り組んでいきます。

エ 国際化に対応した医療提供体制の整備を推進します。

4 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた介護等との連携

(1) 施策の方向性

誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられるよう、介護・医療・介護予防・住まい等が連携し、一体的に提供される「横浜型地域包括ケアシステム」を実現します。

在宅医療の充実を図るとともに、地域の医療機関や介護事業者等との連携を進め、地域で患者を支える仕組みを確立します。

(2) 施策展開に向けて

ア 医療・介護が必要になっても地域で安心して生活できるよう、在宅生活を支える医療・介護の充実を図るとともに、多職種連携を強化し、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制の構築を進めます。

イ 地域の中で介護予防や健康づくりに取り組める環境が整い、自分らしく健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを推進します。

ウ 多様なニーズや個々の状況に応じた施設・住まいの選択を可能とするため、必要量を整備するとともに、相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサービスが選択できるよう支援します。

第3 主要な疾病（5疾病）ごとの切れ目ない保健医療連携体制の構築

1 がん

(1) 施策の方向性

「横浜市がん撲滅対策推進条例」（平成26年10月施行）に基づき、総合的ながん対策を推進しています。がん医療の充実に加え、予防や早期発見、就労支援等ライフステージに応じた対策を推進するとともに、横浜市立大学のがん研究に関する取組に対し、支援を行っていきます。

これら総合的ながん対策の推進により、全ての市民が「がんを知り、がんと向き合い、がんと共に生きる」ことができる社会の実現を目指します。

(2) 施策展開に向けて

ア 生活習慣の改善などを通じ、がんの予防を推進します。

イ がん検診の受診率及び精度管理等の向上の取組を進め、がんの早期発見を推進します。

ウ 専門的医療や連携体制の充実、人材の育成・チーム医療の推進、緩和医療の充実、ライフステージに応じたがん対

策など、がん医療の充実を図ります。

エ がんに関する様々な不安や悩みを和らげるため、相談支援や情報提供等の充実を図ります。

オ 全てのがん患者が自分らしさと尊厳を持った生き方を選択できるよう、「がんと共に生きる」社会の実現を目指すため、就労支援の推進に努めます。

カ がん対策の充実に向け、がん登録やがん研究の推進を図ります。

キ 市民病院は、検診によるがんの早期発見から高度な治療の実施、緩和ケアの充実に努めるほか、がんの研究や就労支援等のがん相談の取組を進めていきます。

2 脳卒中

(1) 施策の方向性

脳血管疾患における救急対応や急性期医療に係る医療提供体制の拡充に向け、本市独自に「横浜市脳血管疾患救急医療体制」を構築してきました。今後も参加基準の点検や、病院体制の公表により、継続的な医療の質の向上を目指すとともに、急性期以後においても、生活機能の維持・向上や再発防止に向け、関係多職種が連携し、退院後も継続してリハビリテーションや療養支援が実施される体制の構築を目指します。

(2) 施策展開に向けて

ア 生活習慣の改善や再発予防など市民啓発を通じ、脳卒中の予防を推進します。

イ より迅速かつ的確な救急搬送、緊急治療ができるよう、

横浜市脳血管疾患救急医療体制に基づいた救急医療体制を推進します。

ウ 退院後の在宅生活も含め、急性期以後も適切な治療やリハビリテーションが受けられるよう、多職種協働による支援体制を構築します。

3 心筋梗塞等の心血管疾患

(1) 施策の方向性

夜間及び休日に発生した急性心疾患が疑われる救急車搬送患者に対応するため、本市独自に「横浜市急性心疾患救急医療体制」を構築しています。今後も参加基準の点検などを通じて、速やかな救命処置・搬送体制を確保し、治療水準の維持・向上を目指すとともに、急性期以後においても、生活機能の維持・向上や再発防止に向け、関係多職種が連携し、継続してリハビリテーションや療養支援が実施される体制の構築を目指します。

(2) 施策展開に向けて

ア 生活習慣の改善や再発予防など市民啓発を通じ、心筋梗塞等の心血管疾患の予防を推進します。

イ より迅速かつ的確な救急搬送、緊急治療が可能となるよう横浜市急性心疾患救急医療体制の強化を図ります。

ウ 退院後の在宅生活も含め、急性期以後も適切な治療やリハビリテーションを受けられるよう、多職種協働による支援体制を構築します。

4 糖尿病

(1) 施策の方向性

糖尿病の発症予防や重症化予防、合併症予防を推進するため、生活習慣の改善や患者の早期発見、受診勧奨や治療中断の防止などについて、地域の多職種連携や医科歯科連携などの強化・充実等を通じ、地域で実効性のある医療連携体制の構築を目指します。食事療法や運動療法、生活習慣改善に向けた患者教育など、専門職種と連携した患者支援を進めます。

(2) 施策展開に向けて

ア 生活習慣の改善や重症化予防などの市民啓発を通じ、糖尿病の予防を推進します。

イ 患者の治療中断の防止等のため、専門医療機関や一般医療機関、歯科医療機関等との連携を進め、患者教育や情報提供の強化・充実を図ります。

5 精神疾患

(1) 施策の方向性

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、必要な医療支援が受けられる体制を整えるとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関及び地域援助事業所などとの重層的な連携による支援体制を構築します。また、依存症対策総合支援事業の実施や自殺対策基本法の改定など国等の動向も踏まえ、本市としても具体的に施策を展開していきます。

(2) 施策展開に向けて

ア 緊急時に、迅速かつ適切な医療を受けられるよう、精神

科救急へ協力する病院を増やし、地域の精神保健指定医の精神科救急の協力を推進することで、体制の充実を図ります。

イ 措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられるよう、退院後支援の仕組みを整備します。

ウ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

エ 病院から地域への移行を促進するため、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を全区展開できるよう進めます。

オ アルコールや薬物、ギャンブル等による依存症対策の強化を含めた「依存症対策総合支援事業」を実施します。

カ 「横浜市自殺対策計画（仮称）」を策定し、これに基づき、自殺対策の推進を図ります。

第4 主要な事業（4事業）ごとの医療体制の充実・強化

1 救急医療

(1) 施策の方向性

本市の救急医療体制は、「初期救急医療」を担う休日急患診療所や夜間急病センター、「二次救急医療」を担う拠点病院、「三次救急医療」を担う救命救急センターなど、傷病者の症状や重症度に応じ重層的に体制を構築しています。また、脳血管疾患や心血管疾患など疾患別の救急医療体制を確立しており、引き続き緊急性の高い傷病者を確実に救急医療機関へつなぐことができる医療提供体制の確保・向上を目指します。

また、今後、高齢化の進展に伴う救急医療需要の増加が見

込まれる中、こうした体制を確保するとともに、横浜市救急相談センター「#7119」の利用促進や、高齢者施設等との円滑な連携の推進等、適切な救急医療が提供し続けられるよう、各種取組を進めます。

(2) 施策展開に向けて

ア 横浜市救急相談センター「#7119」の体制強化や救急受診ガイドと連携した周知・普及を行い、症状に応じた適切な医療を受けられるための取組を推進します。

イ 症状に応じた適切な救急搬送を実施するため、初期・二次・三次救急医療体制の継続的な見直しを図ります。

ウ 急性期以後の患者について、転棟や地域の医療機関や介護施設等との連携を進め、救急受入用病床の確保を行います。

2 災害時における医療

(1) 施策の方向性

大規模地震等の災害発生に備え、市内13の災害拠点病院を中心に負傷者等への医療提供や地域医療機関の支援体制を構築しています。今後、国土強靱化地域計画の策定なども踏まえ、災害医療体制の機能充実を図ります。また、ラグビーワールドカップ2019™や東京2020オリンピック・パラリンピック等大規模スポーツイベントや国際会議等が安心して開催できるよう、万全な救急及び災害医療体制を構築します。

(2) 施策展開に向けて

ア 被災後、早期に診療機能が回復できるよう、災害拠点病院におけるBCP（業務継続計画）の整備を推進するとと

もに、被災直後の負傷者等受入医療機関の拡充を図ります。

イ 訓練については、継続的な実施が必要なことから、引き続きMCA無線機、衛星携帯電話、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した訓練や、医療のみでなく関連する他分野も含めた実践的な訓練について、市や区、関係機関がより横断的に参加するよう実施します。

ウ 災害時における傷病者対策の一環として、医療的配慮を必要とする市民（透析・在宅酸素・IVH等）への体制を整備します。

エ 被災時の医療機関への適切な受診行動について市民への周知を更に図ります。

3 周産期医療（周産期救急医療を含む。）

(1) 施策の方向性

出産場所やNICU等周産期病床の確保とともに、市内3病院を産科拠点病院に指定し、周産期救急の質と安全性の向上を図ってきました。今後、高齢出産等ハイリスク分娩への対応や、女性医師が多い産科医の勤務環境改善などにより、より安心して安全な出産ができる環境づくりを目指します。

(2) 施策展開に向けて

ア 医療機関における産科医療の充実や助産所の機能強化等、また、産婦人科の医師確保を進める医療機関等について支援を行い、出産場所の確保を図ります。

イ 産科拠点病院における体制強化や連携体制を充実させます。

ウ NICU等の周産期病床の充実を支援します。

エ 妊娠期の相談支援を充実させることで、安心・安全な出産のための支援体制を整備します。

4 小児医療（小児救急医療を含む。）

(1) 施策の方向性

市内7病院を小児救急拠点病院に指定し、24時間365日対応できる小児救急医療体制を確保しています。引き続き小児科医師の勤務環境改善などを通じて小児医療体制を維持します。また、今後、小児療養患者や医療的ケア児・者等支援に向けた体制の充実を図るとともに、子どもへの医療提供のみならず、家族への心身のケア、きょうだい児の支援など、関係機関や民間、NPO団体などとも協力した取組を進めます。

(2) 施策展開に向けて

ア 小児科医師の確保を行うとともに、小児救急拠点病院体制を維持します。

イ 小児医療の適切な受診を勧めるため、関係機関及び子育て支援団体等と連携し、市民に対して幅広く小児救急医療に関する啓発を実施します。

ウ 医療的ケア児・者等の支援のため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関連分野の連携等による関係機関の協議の場の設置や、関係局（こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局）及び医師会が連携して、医療的ケア児・者等が必要とする支援を調整するコーディネーターを配置します。

第5 主要な保健医療施策の推進

1 感染症対策

(1) 施策の方向性

保健所及び18区の保健所支所において、感染症や食中毒発生情報の正確な把握・分析、速やかな情報提供及び状況に応じた的確な対応のほか、予防接種の推進やエイズ対策など、医療機関等と連携しながら、感染症の予防及びまん延防止を進めていきます。

また、市民病院は、県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、エボラ出血熱などの1類感染症に対応するとともに、再整備に合わせて更なる充実を図ります。

(2) 施策展開に向けて

ア 啓発、研修、関係機関との連携を強化し、各種感染症の発生予防や拡大防止に努めます。

イ 結核対策について、服薬支援や健康診断の推進等を通じて、り患率の減少を図ります。

ウ エイズ対策について、正しい知識等の普及啓発や検査・相談体制の強化等を進めます。

エ 感染症の予防のため、予防接種の重要性の啓発等を行い、高い接種率の維持・向上に努めます。

オ 「横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、発生に備え体制の整備を進めます。

カ 肝炎対策について、ウイルス検査や重症化予防策の推進、広報・啓発活動等を実施します。

キ 「市民の健康と安全安心を守る要（砦）」として、公衆

衛生に関する試験検査・調査等を通じて、衛生研究所の機能を発揮していきます。

ク 市民病院における感染症対策について、「感染症センター（仮称）」を再整備に合わせて設置し、総合的な対応を図る体制の整備を進めていきます。

2 難病対策

(1) 施策の方向性

難病（原因が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病で、長期の療養を必要とするもの）に罹患している患者が尊厳を持って地域で生活できるよう、これまでも各種施策を実施してきました。

平成30年度に「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」といいます。）」に基づく難病対策事業が道府県から政令指定都市に権限移譲されることを踏まえ、より効率的・効果的な難病患者の支援を図ります。

(2) 施策展開に向けて

ア 難病対策事業の県からの権限移譲を踏まえ、特定医療費（指定難病）助成制度の実施体制を着実に整備します。また、移譲事務と既存事業を一体的に実施する中で、相談体制の充実を図ります。

イ 県からの移譲事務の一つである療養生活環境整備事業について、関係機関と連携しながら必要な施策を実施します。

ウ 支援体制の更なる整備のため、難病法において努力規定とされている難病対策地域協議会の設置を目指します。

3 アレルギー疾患対策

(1) 施策の方向性

アレルギー疾患は、気管支ぜん息やアトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど多岐にわたり、広い世代の日常生活に多大な影響を及ぼしています。急激な症状の悪化は死に至ることもあり、今後も正しい知識の普及や、適切な医療の提供に取り組みます。また、みなと赤十字病院にアレルギーセンターを設置しており、アレルギー疾患対策基本法の趣旨を踏まえ、取組の強化や関係機関及び関係団体などとの連携を進めます。

(2) 施策展開に向けて

アレルギー疾患対策基本法や基本指針の趣旨を踏まえ、県によるアレルギー疾患対策の方向性に留意しつつ、医療機関連携の推進や学校及び保育所等の職員の人材育成、市民への普及啓発を推進します。

4 認知症疾患対策

(1) 施策の方向性

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。認知症の人やその家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

また、臨床研究や治験等、市大の研究推進に向けた支援を

行います。

(2) 施策展開に向けて

ア 認知症の人や家族の意思が尊重され、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、支援者の対応力向上や医療・介護連携の強化に取り組みます。

イ 認知症予防や認知症の早期診断・早期対応に向けた普及啓発や体制づくりを進めます。

ウ 若年性認知症の人や家族への支援の充実を図ります。

5 障害児・者の保健医療

(1) 施策の方向性

本市は、「第3期横浜市障害者プラン」に基づき、「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として、障害福祉施策を展開しています。障害特性を理解した対応ができる医療機関・医療従事者の育成等、保健・医療の充実を図ることや、障害特性やライフステージに応じた生活習慣病の予防など、福祉・保健・医療・教育等が連携を図りながら、在宅生活を支援します。

(2) 施策展開に向けて

ア 障害特性を理解し対応する医療従事者等の育成を進めます。

イ 地域の関係機関・施設が連携し、在宅障害児・者の地域生活の充実を図ります。

ウ 常に医療的ケアが必要な重症心身障害児・者とその家族が安心して地域で暮らせるよう、多機能型拠点の整備等を

進めます。

6 歯科口腔保健医療

(1) 施策の方向性

生涯にわたって健康でいきいきと暮らし続けるため、歯科口腔の重要性が注目されています。口腔機能の健全な育成や、成人期から高齢期においては特に肺炎や糖尿病などの生活習慣病への影響も指摘されるなど、口腔内の環境と全身の健康状態は密接に関連しており、より健やかに暮らし続けるため歯科口腔保健の理解を促進します。

(2) 施策展開に向けて

乳幼児期から成人期・高齢期まで全てのライフステージを通じて、歯科口腔保健に関する理解の促進やセルフケアの方法の普及、健診の勧奨等、口腔内の健康及び口腔機能の維持向上を目指します。

7 生活習慣病予防の推進（第2期健康横浜21の推進）

(1) 施策の方向性

本市では、健康増進法に基づき「健康横浜21」を策定し、「健康寿命を延ばす」を基本目標とし、生活習慣病に着目した健康づくりの指針をまとめています。全ての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

(2) 施策展開に向けて

ア 健康増進の基本である「食生活」、「歯・口腔」、「喫煙・飲酒」、「運動」及び「休養・こころ」の5つの分野

から、生活習慣の改善にアプローチし、健康状態の改善を図ります。

イ がん検診、特定健診の普及を進め、生活習慣病の重症化を予防します。

提 案 理 由

保健医療分野における中期的指針を定めるため、よこはま保健医療プラン2018を策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。